

No.	昭和55年2月15日
9	新潟県民間環境検査機関協議会
問合せ窓口	新潟県生活環境部参考 環境保全課長事務取扱 小澤興栄

それがらの淨化槽行政について

新潟県生活環境部参考
環境保全課長事務取扱 小澤興栄

80年代の暮明けは、国並びに地方自治体にとって大きな転機もあり、様々なビジョンを掲げるにふさわしくもある。

近時「地方の時代」といわれ、地方自治体の主体性が叫ばれている。これは、住民の行政に参加する姿勢が積極的になり、これを受け地方自治体独自の施策が容易に推進されるようになつたことも一つの要因であろう。

これは、行政と住民の関連が理想に一步近づいたといえるのではないだろうか。

また、今一つ重要なのは、私共は後世代により住み易い郷土を引き継ぐために住民のコンセンサスを得て強力な施策をも推進する必要があることも忘れてはならないと考える。

私共生活環境を守るセクションに携わる者としては、この意味で非常にやりがいがあるといえる。

県は、重点施策として掲げている七つのうち一つとして「健康で快適な生活の確保」を挙げ、積極的に推進している。

なかでも、し尿浄化槽は、年々1万基相当が増加しており、現在8万2千基強が設置されている。

従来、し尿浄化槽は下水道整備までの補完としてスタートしたところであるが、下水道整備計画を上廻るテンポで都市への集中化が進んだことにより増加を続けている。

現在、国並びに地方自治体も下水道整備に積極的に力を入れているので遠からず年間のし尿浄化槽の数は横ばい若しくは減少すると思われるが当分は増加し、現実には下水道の補完とはいえないのではないかと推進している。

県では昨年「新潟県し尿浄化槽取扱指導要綱」を施行し、し尿浄化槽の構造審査、事業所及び技術者の名簿登載、更に技術者の研修などを実施し、し尿浄化槽からの汚染を未然に防止するための諸施策を推進してきたところであるが、今後も更に研鑽し、関係者の協力を得ながら推進する所存である。

また、設置者に対し、し尿浄化槽の知識の向上を図るために施設を推進すると共に、合併処理施設の設置をも併せて推進したい。

県内の河川の水質については、年々規制の強化が図られるなどの状況からし尿浄化槽放流水を含む生活系排水についても規制ないし規制の強化が将来予想される。

生活環境の保全のうえから当然のことであるが、これらに対応して行くため行政側としてどのように指導していくかは80年代の当初に課せられた大きな課題であり、また関係者にとっても大きな試練と思われるが考えすぎだろうか。

テクノロジー・アセスメント

理事 鶴頭好明

敗戦より30有余年。当時国土の荒瘠により食糧難に苦しみ、生きしい記憶は昨日のように思われ、生涯忘れることができないだろう。國の大半は焦土と化し、立ち上がるこことが出来ない程に破壊された。その当時は誰が今日の繁栄を予測したでしょうか。日本人の偉大な力に敬服すると共に疑って見て見たくもなる。世界に類を見ない驚異的な経済の発展のうらには、環境の破壊と公害がもたらされて、その為悲惨な日々を送る人々も少なくありません。多くの技術が企業によって開発され、企業は技術を通じ多くの恩恵を社会にもたらしてきた、その技術のあり方が今日問いかれていている。

今日のテクノロジー・アセスメントは企業にとっても無関係であり得ない。自社の製品が社会に対して悪い影響を与えることは、最低限守らねばならない事項の一つであろう。そのためには、企業は技術に関する詳しい情報、高度の人材を擁し情報や人材はアセスメントの実施においては不可欠なものである。高度成長路線を突つ走ってきた「クルマ」交通戦争や公害の主役になり乍ら増えづづけ、石油窮乏時代に「クルマ」社会はどう変わるか。都市における慢性的な混雑と大気汚染。戦争を上廻る死傷者。残された家族の苦しみ。マイカー貧乏。経済の成長と所得の分配には「クルマ」となり、アメリカ並の生活を求むるつもりだったが、この様になる前、生活様式についての研究、学問領域を確立し、国民が文化生活をするには、労力と資源をどのようにして使えばよいかを明確にしなければならなかった。だれもがいつどこへ行くにも利用できる快適な安全で、公害のない安全システムができるであらう。ごとし3月、米議会の技術評価局は「クルマ白書」を公表している。「クルマ」に関するエネルギー環境、安全移動性、資金、技術を明細に分析し、将来を展望したものである。それを要約すれば、1980年後半には深刻な石油不足となり、価格の上昇で「クルマ」の利用が減る。道路の混雑は今のは2~3倍、死傷率は上昇し「クルマ」地獄はいつそ严重的な様相を呈することとなるだろう。

また、農産物はここ十数年間に增收の更新を繰り、品質に於ても改良されて居るがなにか欠けておる。天然の味、自然さがない。増産のうらには化学肥料が大きいによる。しかし、化学肥料は土が本来持っている力を失わせている。例えば化学肥料を使えば酸性となり、酸性になるとさまざまな要素がぬけるカルシウムがなくなり、カリウムや硼素のような微量元素もぬける。酸性を中和するには、石灰を入れると土が「カチカチ」に固まる。カルシウム分を加えるとカリウムが逃げ出す。土の中に本来共存すべき答の元素が化学の手で動かされている 農業の近代化には機械化、化学肥料、農薬と三種の併用によって発展して来たが未来図を考えるとどの様な結果をもたらすか。前に述べた事柄は矢張り身近な問題であり、行動を起す前にはからずテクノロジー、アセメントと行うべきであるとおもう。

- (2) ダスト濃度の測定結果から、ダスト濃度分布も大きく乱れていないことがわかったが、ダスト濃度に日内変動があり、またダスト濃度が排出基準値である $0.7 \text{ g} / \text{N m}^3$ をこえていた。
- この施設では規制基準値をクリアする対策として、当時マルチサイクロンブースターの取りつけ工

- 事を行っていた。現在は装置も稼動し、良好な結果を得ている。
- (3) 県内測定機関が今回のような研修会を今後とも継続することにより、さらに測定精度の向上と信頼性を高めることができるものと考えられる。

(文責 協和ガス化学工業KK 船尾)

役員会（理事会）開かる

— 今年度中に2事業を追加 —

去る1月29日、新潟市・東映ホテルにおいて役員会（理事会）が開催されました。

事務局から昭和54年度の事業経過報告、収支経理状況の報告、新潟県衛生研究所等使用料及び手数料条例の改正について及び環境技研㈱の脱会届について報告があつたあと、昭和54年度事業について協議された。

山下会長から本年度残す2か月の間に次の2つの事業を実施したいと提案があり全会一致で承されました。

1. 水質委員会、精度管理委員会が中心となり水質（底質）のクロスチェックを行う。
 2. 廃棄物の處理及清掃に関する法律について研修することとし、(1)し尿浄化槽放流水水質検査について(2) 500人槽以下のし尿浄化槽の維持管理をテーマに行政担当部局との会合を持ち指導を受けるとともに協議の場を設ける等懇談会を行う。
- また、財団法人環境技研分析センターの新加入について提案され、全員一致で承認されました。

水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の改正について

公害規制課

この条例は、いわゆる「上乗せ排水基準」を定める条例であり、水質汚濁防止法に基づき全国一律の排水基準にかえて適用される厳しい基準を定めるものであります。昭和46年の水質汚濁防止法が施行されたと同じ年に制定され、その後、基準値の改正や適用水域、特定施設の追加により4回の改正を経ており、内容が複雑化しているため、この程全面的に見直し改正をするとともに一部新たに規制の拡大を行なったが、その概要是次のとおりである。

- 関川水域について、適用対象工場等を追加し、また新たな基準値の設定を行なった。
- 両津湾水域について上乗せ排水基準を新たに設定し、排水量 $30m^3 / \text{日}$ 以上の特定事業場に対してもCOD（又はBOD）の基準が適用されることになった。
- クロム含有量について上乗せ排水基準の項目を新設

し、排水量 $10m^3 / \text{日}$ 以上のすべての特定事業場について適用することとした。

○ 各水域で異なっていた適用対象特定事業場を全水域一律とした。

この改正により、関川水域については、長期的な汚濁の進行が抑制され、また両津湾の環境基準（海域B類型）の維持達成が可能となる。さらに、クロムについては、高濃度排水の排出が防止できる。

また、この改正により適用対象工場等を全水域一律にしたことにより、汚染の未然防止と公平、適正な運用が図られます。

上乗せ排水基準は各水域に異なりますが、次に県内河川のうち半数以上の特定事業場が立地する信濃川水域の基準について掲げておきます。

民間検査機関だより

信濃川水域の上乗せ排水基準値

項目及び 区分	(い)				(ろ)			
	生物化学的 的懐素要 素容限度	浮遊物質 量の許容 限度	クロム含 有量の許 容限度	鋼含有量 の許容 限度	生物化素 的懐素要 素容限度	浮遊物質 量の許容 限度	フル酸金 屬の許容 限度	鉛含有量 の許容 限度
公在 下水工場又は事 業場に所 在する	別表第1第1号か ら第74号まで の施 設を設置するもの	25 (均 間平) 90 (均 間平) 70	1	2	2 (均 間平) 25 (均 間平) 20	1	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第1号、理 業に係る施設を除 く)、第21号から 22号、第24号から 第66号までは第68 号又は第69号から 第71号までの施 設の	60 (均 間平) 50 (均 間平) 70	1	2	2 (均 間平) 80 (均 間平) 60	100 (均 間平) 80 (均 間平) 70	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第1号の 2を設置するもの	100 (均 間平) 80	1	2	2 (均 間平) 120 (均 間平) 100	120 (均 間平) 100 (均 間平) 80	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第2号か ら第18号2又は第67 号の施設を設置する もの	90 (均 間平) 70 (均 間平) 60	1	2	2 (均 間平) 100 (均 間平) 80	80 (均 間平) 60 (均 間平) 60	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第19号(染 色業に係る施設 に又は第20号の施 設を設置するもの)	100 (均 間平) 80 (均 間平) 70	1	2	2 (均 間平) 120 (均 間平) 100	120 (均 間平) 100 (均 間平) 80	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第23号の 1を設置するもの	40 (均 間平) 30	1	2	2 (均 間平) 40 (均 間平) 30	40 (均 間平) 30 (均 間平) 30	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第68号の 3の施設を設置する もの	80 (均 間平) 60 (均 間平) 70	1	2	2 (均 間平) 100 (均 間平) 80	100 (均 間平) 80 (均 間平) 60	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第72号の 1し尿淨化そ うするに限る。)を施 設するもの	40 (均 間平) 30 (均 間平) 20	1	2	2 (均 間平) 40 (均 間平) 30	40 (均 間平) 30 (均 間平) 70	1	2 2
公在 下水道処理場に所 在する	別表第1第73号の 施設を設置するも の	25 (均 間平) 20 (均 間平) 70	1	2	2 (均 間平) 25 (均 間平) 20	90 (均 間平) 70 (均 間平) 70	1	2 2

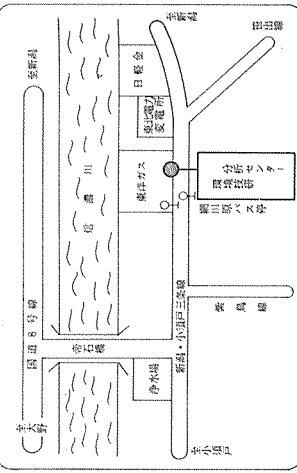
別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表による許容限度とすることとした場合において適用されるところによる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。
備考	
<p>1. 「信濃川水板」とは、信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域（阿賀野川水系阿賀野川を除き、内水面に限る。）をいう。</p> <p>2. 「公共下水道処理区域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。</p> <p>3. (い) 欄に定める許容限度は、次の施設を設置する工場又は事業場に適用するものとする。</p> <p>(1) 昭和53年11月1日以後に新設され、又は増設される施設（同日前において新設又は増設の工事に着手していたものを除く。）</p> <p>(2) 昭和53年11月1日前において、この条例による許容限度が定められた施設であって昭和6年12月25日以後に新設され、又は増設されたもの（同日前において新設又は増設の工事に着手していたもの及び別表第1第72号の施設（し尿浄化そうを除く。）を除く。）</p> <p>4. (ろ) 欄に定める許容限度は、次の施設を設置する工場又は事業場に適用するものとする。</p> <p>(1) 昭和46年12月25日前に設置された施設（同日前において設置の工事に着手していたものを含む。）</p> <p>(2) 昭和53年11月1日前において、この条例による許容限度が定められない施設であって昭和46年12月25日以後に設置されたもの。</p> <p>(3) 昭和46年12月25日から昭和53年10月31日までの間に新設され、又は増設された別表第1第72号の施設（し尿浄化そうを除く。）</p> <p>5. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものとする。</p> <p>6. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上（クロム含有量の許容限度にあっては、10立方メートル以上50立方メートル未満）である工場又は事業場に適用する。</p> <p>7. この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度を適用する。</p> <p>8. この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合は、この表を適用する。</p> <p>9. 銅含有量及びクロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の1部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際、現にゅう出している温泉を利用する旅館に属する事業場には、当分の間、適用しない。</p> <p>10. 検定方法は、排水基準を定める経理府令（昭和46年経理府令第35号）第2条の規定に基づき定められた方法とする。</p>	
上	



よろしく

財團 環境技術分析センター

(住所) 〒360 新潟市西区664番地1 TEL 0252(63) 6500



昭和55年1月28日付けで下記の公益法人から入会申込があり、1月29日開催された理事会で承認され正会員となりました。

＜財団法人環境技術分析センター＞

従来環境技術としてお付合い頂いておりましたが、複雑化する公害問題、環境アセスメントを積極的に取組むため、東洋瓦斯化学工業㈱と環境技術㈱との共同で昭和54年12月21日財團法人を設立いたしました。

設立後未だ間もない状況でありますが、環境保全に関する技術対策、計量証明事業等に関する事項については從来からの技術を充分發揮出来るものと信じております。

当センターの業務内容の主なものは ①環境アセスメントに関する調査研究、情報の収集提供 ②環境保全、公害防止に関する調査研究、助言 ③公衆衛生に関する試験検査を中心とし、技術職員一同県民の良きアドバイザーとして全力を尽くす考へであります。

今後共関係各位の充分なご理解とご援助を賜ります様お願い申し上げます。

賛助会員名簿

団体名	電話
多田理化(株)新潟営業所	新潟 (0252) 43-1709
北陸工機株式会社	上越 (0255) 43-2434
タケシヨー科学株式会社	新潟 (0252) 41-0671
株式会社ニチエー	新潟 (0252) 65-1151
株式会社マルタケ	新潟 (0252) 41-1171
株式会社マルタケ医療器械店	新潟 (0252) 28-0303
東洋科学産業(株)新潟営業所	新潟 (0252) 28-3425
金剛薬品株式会社新潟営業所	新潟 (0252) 43-2261
株式会社小木医科器械店	新潟 (0252) 28-2886
鏡通化学薬品株式会社	新潟 (0252) 68-5081
和光純薬工業(株)東京支店 (金子薬品株式会社)	東京 (03) 270-8571
池田理化工業株式会社 (新潟営業所)	富山 (0766) 21-3215 新潟 (0252) 47-9277
合資会社吾妻計器	新潟 (0250) 47-8386
株式会社庄川製作所	新潟 (0252) 29-21616
寺井科学器械株式会社	新潟 (0252) 29-1198
(有)メデカル青山	新潟 (0252) 31-9519

(順不同)

正会員名簿

検査機関名	電話・住所
(財)新潟県環境衛生研究所	本所: 〒9599-0216(02569) 3-4509 西蒲原郡吉田町花堂 支所: 〒950-2167(0252) 67-1771 新潟市寺尾936
(財)新潟県保健衛生センター	〒951-67-8191 新潟市白山浦2-180-5
(社)新潟県薬剤師会試験センター	〒951-67-2131 新潟市川岸町1-47-1
(財)上越公害分析センター	〒942-7664 上越市西本町4-15-31
(社)新潟県環境衛生中央研究所	〒940-0277 長岡市大島本町2-542
(財)日本気象協会新潟公害試験所	〒951-4791 新潟市幸西4-4
(社)新潟市・豊栄市・北蒲原郡医師会検査センター	〒957-02542-4-1145 新潟市大町1-14-14
(株)サン化学新潟分析センター	〒950-02522-73-8176 新潟市未広町9-39
電気化学工業(株)青海工場	〒949-0316(02562)2-3111 西頸城郡青海町大字青海2209
協和ガス化学工業(株)中条工場分析センター	〒959-2616(02544)3-2360 北蒲原郡中条町協和町4-7
旭カーボン(株)工事部分析センター	〒950-74-1211 新潟市鷺島町2
(財)環境技術分析センター	〒950-84-6500 新潟市網川原664-1

編集ノート

- 寒い冬やがて遠のき活動期の春を迎えるようとしております。各検査機関では、新年度に向けた事業計画もできあがり、本格的な活動に突入というところでしょうか。
- 小沢興業新潟県生活環境部参事から「これから浄化槽行政について」を寄稿していただきました。環境測定分析に携わる者としては是非読んでいただきたいと思います。
- この「民間検査機関だより」は皆さんのもとへす。どしどし原稿をお寄せください。

事務局 業事衛生課
TEL 0252(23) 5511 内線 3224